

国民健康保険の届け出が必要な場合と、届け出に必要なもの

	こんなときには届け出を	届け出に必要なもの
国民健康保険に加入	<ul style="list-style-type: none"> ・転入した ・職場の健康保険または任意継続を脱退した 	転出証明書、印鑑 職場の健康保険を脱退した日を証明する書類（離職票、資格喪失証明書など）、印鑑 加入と同時に退職者医療制度の対象となる場合は年金証書 職場の健康保険の被保険者となった人の被扶養者であった場合は、その記載のある資格喪失連絡票
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護が廃止された ・お子さんが生まれた 	保護廃止決定通知書、印鑑 保険証、印鑑
国民健康保険を脱退	<ul style="list-style-type: none"> ・転出する ・職場の健康保険に加入した 	保険証、印鑑 新しい職場の健康保険証、国民健康保険証、印鑑
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受けるようになった ・死亡した 	保険証、保護開始決定通知書、印鑑 保険証、印鑑
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、世帯主などが変わった 	保険証、印鑑
	<ul style="list-style-type: none"> ・修学のため、市外に住民票を移す 	保険証、在学証明書、印鑑
	<ul style="list-style-type: none"> ・退職者医療制度の対象となった 	保険証、年金証書、印鑑
	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯を合併または分離した ・保険証を紛失、または汚損した 	保険証、印鑑 身分を証明できるもの（運転免許証、汚損した保険証など）、印鑑

国民健康保険の届け出をお忘れなく



問合せ 市民課保険年金係 ☎ 0833(72)1400

こんなときには届け出を！

左表のような場合は、必ず14日以内

に市役所市民課保険年金係、大和支所または各出張所で国民健康保険

の届け出をしてください。

届け出が遅れると、医療費の全額

自己負担など不利な取り扱いを受ける

場合があります。

退職者医療制度の対象者

次の から のすべての条件に該当する人とその被扶養者は、退職者

医療制度の届け出をお願いします。

国民健康保険加入者 65歳未満

厚生年金や各種共済組合などの受給

権がある人で、その加入期間が合計20

年（または40歳以降10年）以上ある人

「広報ひかり」にあなたのアイデアを！

市民特派員を募集します

市では、市民の皆さんとの共創・協働によるまちづくりの視点から広報紙づくりを行うため、「市民特派員」を募集します。

特派員には、自らが関心のある事項について取材していただき、広報用にレポートをしていただきます。取材の準備等は広報担当職員が行い、取材時にも同行します。

日ごろ疑問に思っていることが、特派員の活動を通じて解決できるかもしれません。たくさんのご応募を、お待ちしております。

募集人数 4人

任期 2年（平成23年3月まで）

対象 市内に在住する20歳以上の人

内容 取材と原稿作成（年間1人

：特集記事1回、まちかどレポート

1回）および編集会議等への出席

謝金 15000円（年額）

応募方法 ハガキ、FAXまたは

Eメールで、取材したい内容（二つ程

度）とその理由、住所、氏名、性別、

年齢、電話番号を記入し、左記までご

応募ください。

光市秘書広報課 市民特派員募集係

〒743-8501

光市中央6丁目1-1

FAX 0833(72)1436

Eメール nishokouhou@city.hikari.lg.jp

応募期限 4月27日（月）

問合せ 秘書広報課広報係

☎ 0833(72)1400



現在の特派員さんには、「ごみ問題」や「子育て応援」、「幸せ散歩」、「緑花ボランティア」などをテーマに、この2年間、さまざまな取材をしていただきました。